

# 建設業における労働災害防止のために

～山梨県内における労働災害発生状況（令和6年）と労働災害防止対策概要～

厚生労働省 山梨労働局 労働基準部 健康安全課

山梨労働局管内の各労働基準監督署に提出された「労働者死傷病報告（休業4日以上）」を基に、山梨県内の建設業における令和6年の労働災害の発生状況と防止対策概要を取りまとめました。

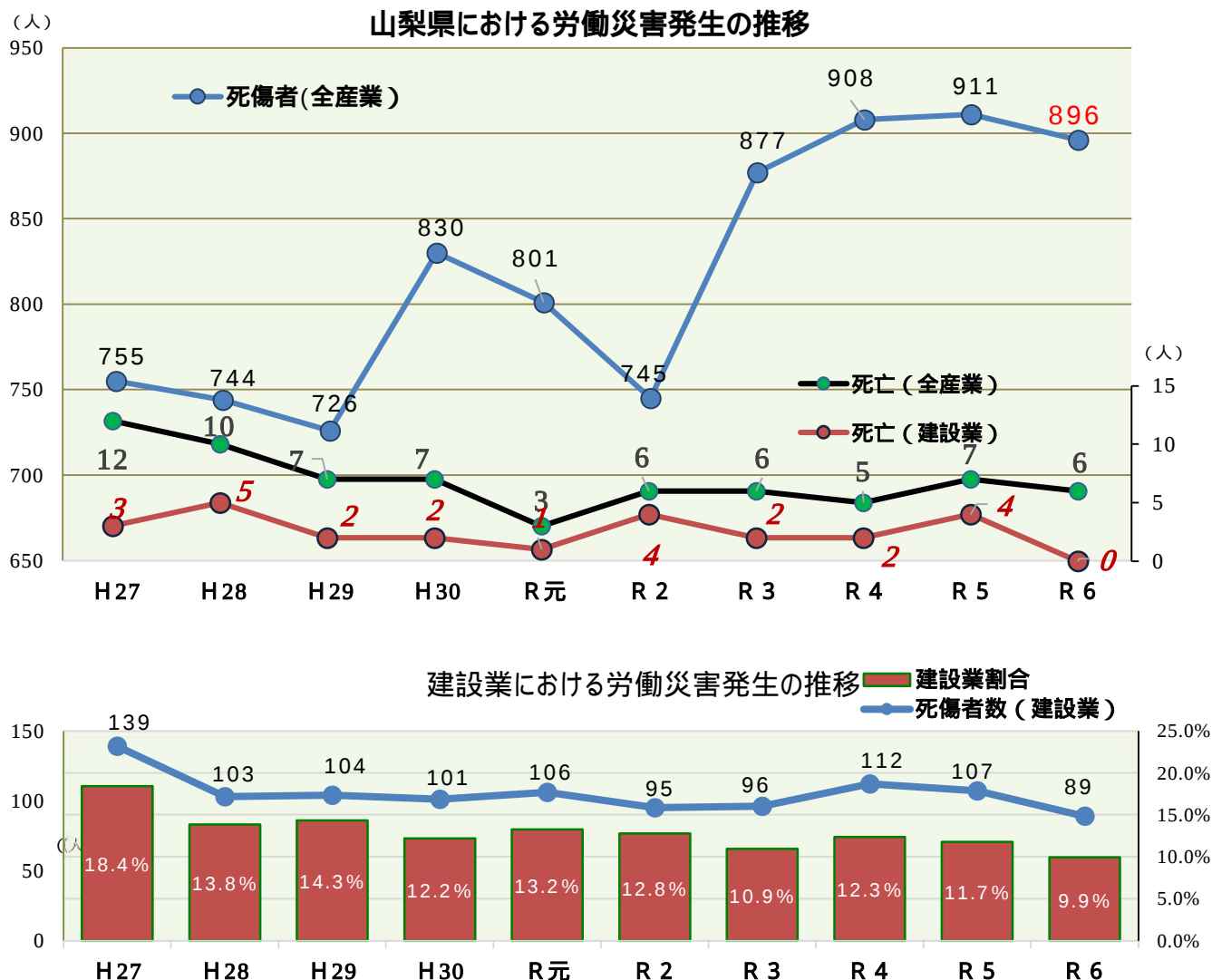
建設業における労働災害の減少を図るため、各事業場においては、「山梨県建設業ゼロ災害宣言運動 2024」の実施とともに、「山梨第14次労働災害防止計画」（以下「山梨14次防」という。）の目標（「死亡者数を2022年と比較して2027年までに20%以上減少させる」等）に向け、積極的かつ継続的な労働災害防止活動への取組をお願いします。

## 第1 山梨県内の労働災害発生状況

### 1 全産業及び建設業における労働災害発生状況

県内における令和6年の全産業の死傷者数（休業4日以上、以下同様）は、新型コロナウイルス感染症を除いて896人と、前年（令和5年）から15人減少しました。また、建設業における令和6年の死傷者数は、89人と前年から18人減少しています。業種で見ると、土木工事が減少した半面、建築工事が若干ではありますが増加しています。

一方、全産業の死亡者数は、昭和41年の59人をピークに増減を繰り返しながら長期的には減少傾向を示し、令和元年は過去最少の3人となりましたが、その後は再び増加に転じ、令和6年は6人となりました。なお、建設業では記録の残る昭和51年以降、初めて死亡災害ゼロを達成しましたが、重篤災害が発生しやすい業種であることから、引き続き墜落防止等の基本的な災害防止対策が必要です。

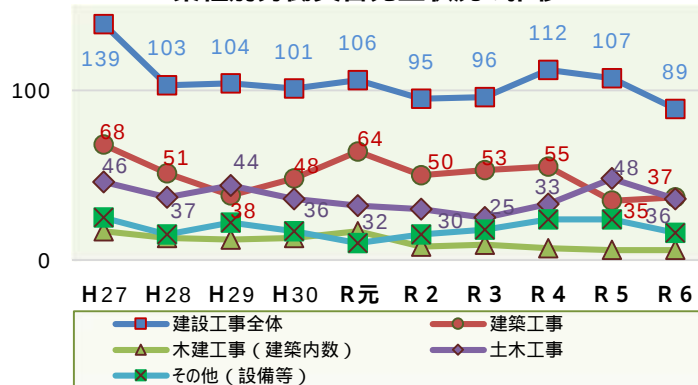


## 2 建設業における業種別労働災害発生状況

令和6年の建設業における死傷者数を工事別にみると、「建築工事」37人（41.6%）、うち、「木造家屋建築工事」6人（6.7%）、「土木工事」36人（40.4%）、「その他の建設業」16人（18.0%）となっています。

また、前年比で土木工事が12人（25.0%）減少しましたが、「建築工事」は、2人増の37人（5.7%）と若干ではありますが増加しました。

業種別労働災害発生状況の推移

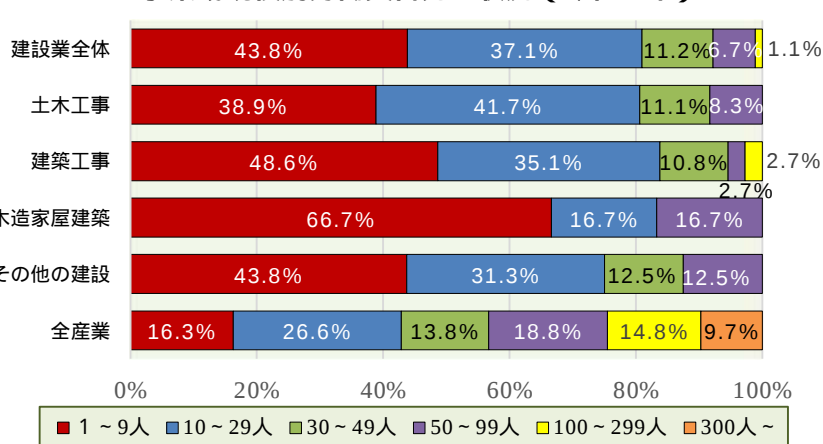


## 3 規模別労働災害発生状況

建設業全体における労働災害発生状況を事業場の規模別にみると、労働者10人未満の事業場が43.8%と4割強を占め、労働者30人未満の小規模事業場で、全体の約8割（80.9%）を占めています。

工事別で10人未満の割合をみると、建築が5割弱、土木が4割弱を占めており、全産業と比較すると、建設業全体では10人未満の小規模事業場における労働災害の発生割合が全産業の約2.5倍と高くなっています。

事業場規模別労働災害発生状況（令和6年）

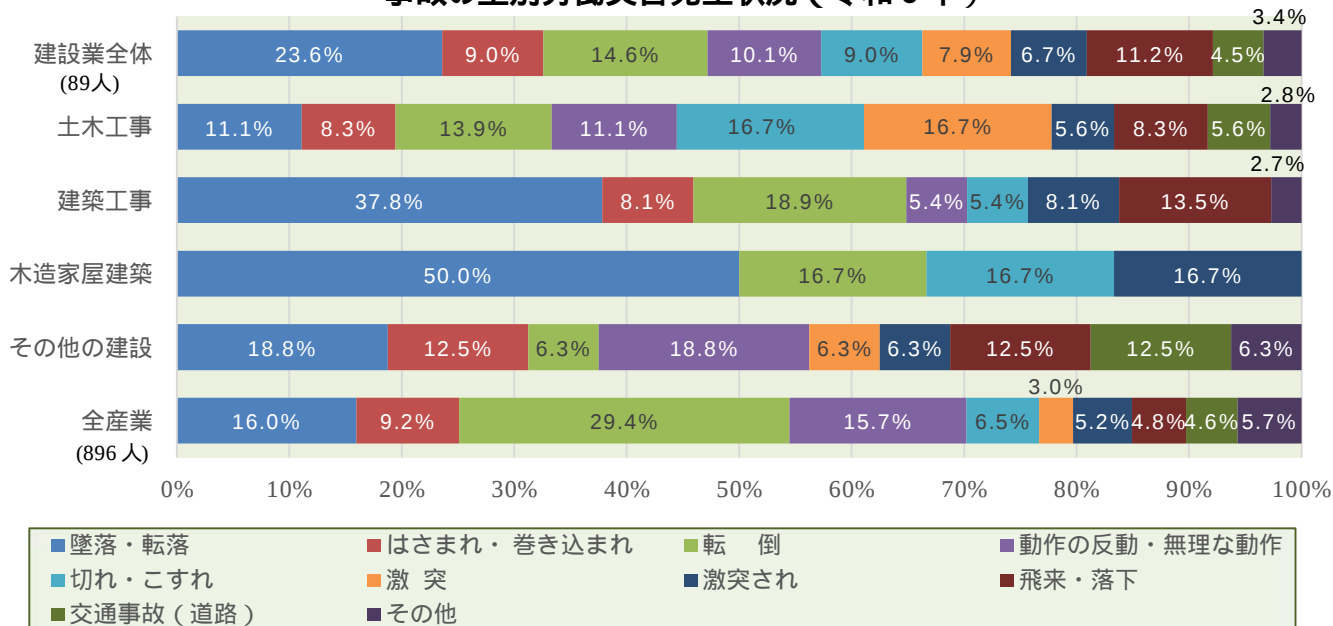


## 4 事故の型別労働災害発生状況

建設業全体における労働災害を事故の型別にみると、依然として「墜落・転落」の割合が23.6%と最も多く、次いで「転倒」14.6%、「飛来・落下」11.2%、「動作の反動・無理な動作」10.1%の順となっており、令和6年は転倒災害の割合が増加（件数は前年と同数）しました。

工事別にみると、建築においては「墜落・転落」が、土木においては「切れ・こすれ」及び「激突」が最も多くを占めており、引き続き基本的な安全対策を講じた上で作業を行うことが重要になります。

事故の型別労働災害発生状況（令和6年）



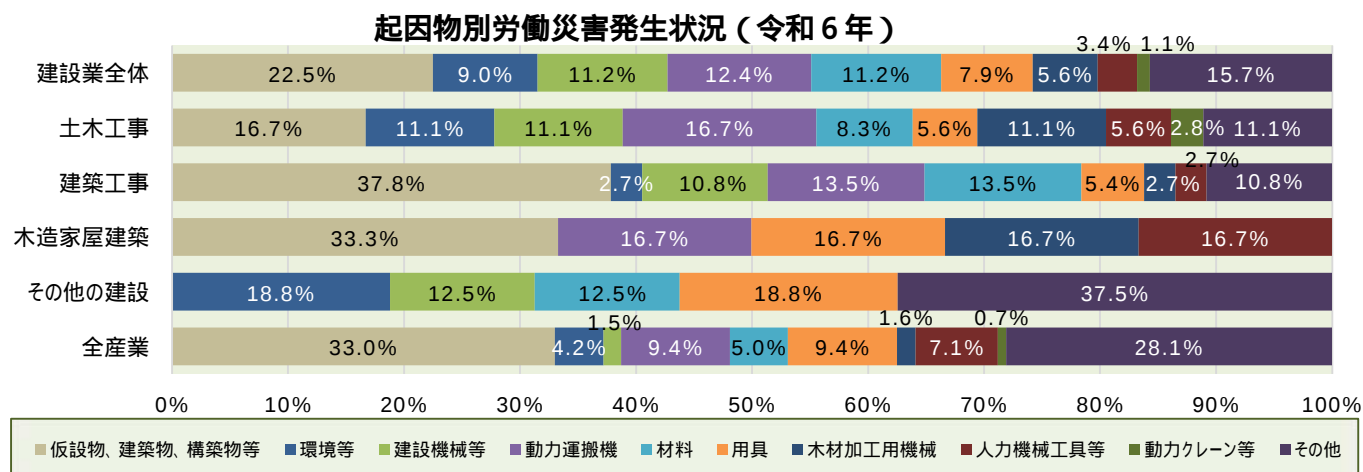
## 5 起因物別労働災害発生状況

全業種における労働災害を起因物別（災害をもたらすもととなった物または環境）にみると、通路や建物内での転倒災害が多いことから、「仮設物・建築物・構築物等」がトップとなっています。

一方、建設業全体においても、「仮設物・建築物・構築物等」が 22.5%と最も多く、次いで、「動力運搬機械」12.4%、「建設機械等」及び「材料」11.2%、「環境等」9.0%、「用具」7.9%等の順となっています。

また、工事別でみると、土木工事では「仮設物・建築物・構築物等」及び「動力運搬機」が最も多く、建築工事においては、「仮設物・建築物・構築物等」が4割弱と最も多くを占めています。

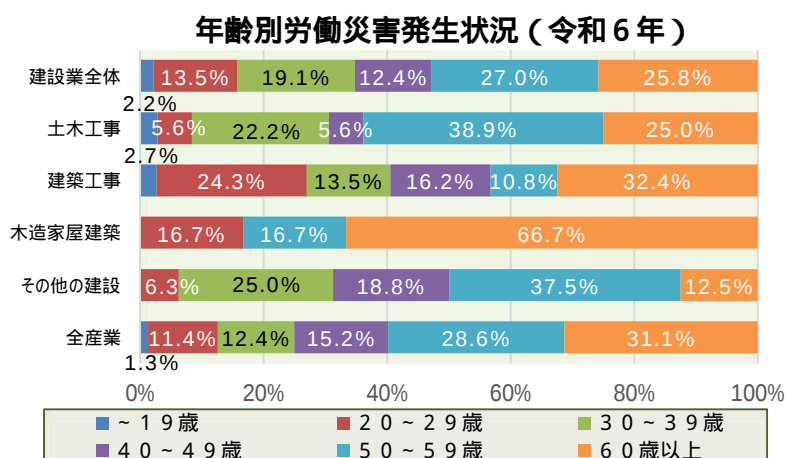
建設現場では、足場等を起因とする墜落・転落災害は重篤な災害に繋がるため、高所作業等への安全対策が今後も重要と言えます。



## 6 年齢別労働災害発生状況

建設業全体における労働災害を年齢別にみると50代が27.0%と最も多く、次いで60歳以上25.8%、30代19.1%、20代13.5%、40代12.4%、10代2.2%の順で発生しています。

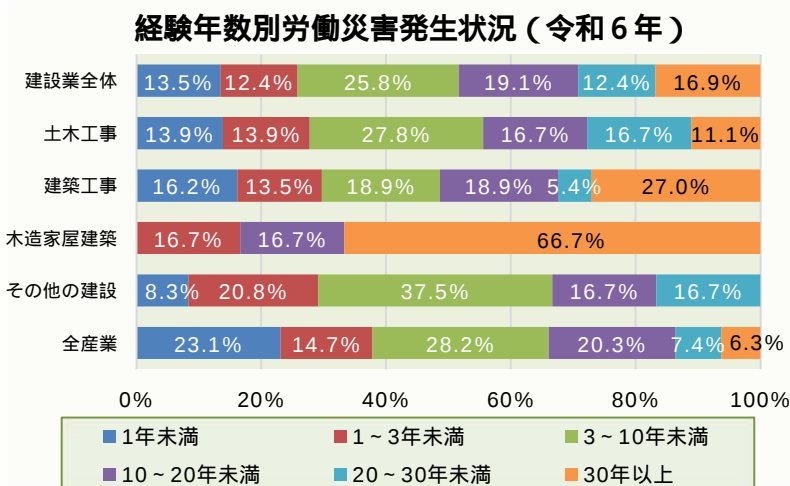
また、建設業全体では、50歳以上が52.8%と被災労働者の5割強を占めており、全産業を下回っているものの、高年齢労働者の災害割合は増加傾向にあるため、作業環境の安全化や安全衛生教育の一層の取組が必要です。



## 7 経験年数別労働災害発生状況

建設業全体における労働災害を経験年数別にみると、3～10年未満の割合が25.8%と全産業と同じく最も多くを占め、次いで10年～20年未満が19.1%、30年以上16.9%、1～3年未満13.5%、1～3年未満及び20～30年未満12.4%の順となっており、全産業とはほぼ同じ傾向となっています。

また、建築工事では経験年数30年以上が、土木工事では経験年数3～10年未満が最も多くなっています。

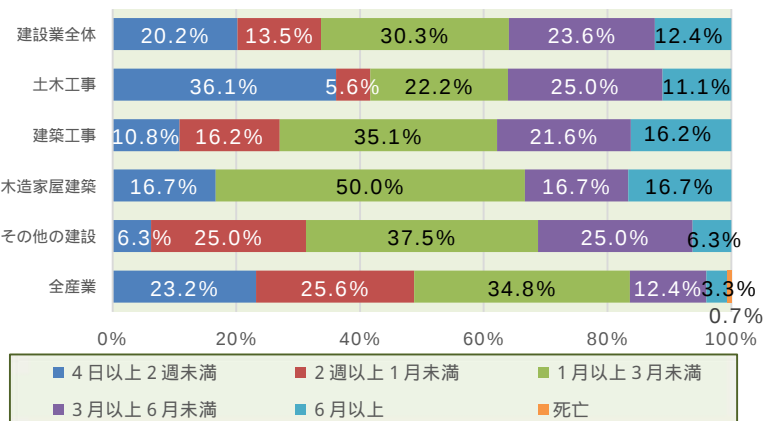


## 8 休業見込日数別労働災害発生状況

建設業全体における労働災害を休業見込日数別（災害程度別）にみると、1月以上3月末満が最も多く30.3%、次いで3月以上6月末満が23.6%、4日以上2週末満20.2%、2週以上1月末満13.5%、6月以上12.4%の順となっています。

建設業では、死亡を除く休業見込日数が1か月以上となる割合が66.3%と全産業の50.5%を上回っており、重篤災害となる可能性が高いことが伺えます。

休業日数別（災害程度）労働災害発生状況（令和6年）

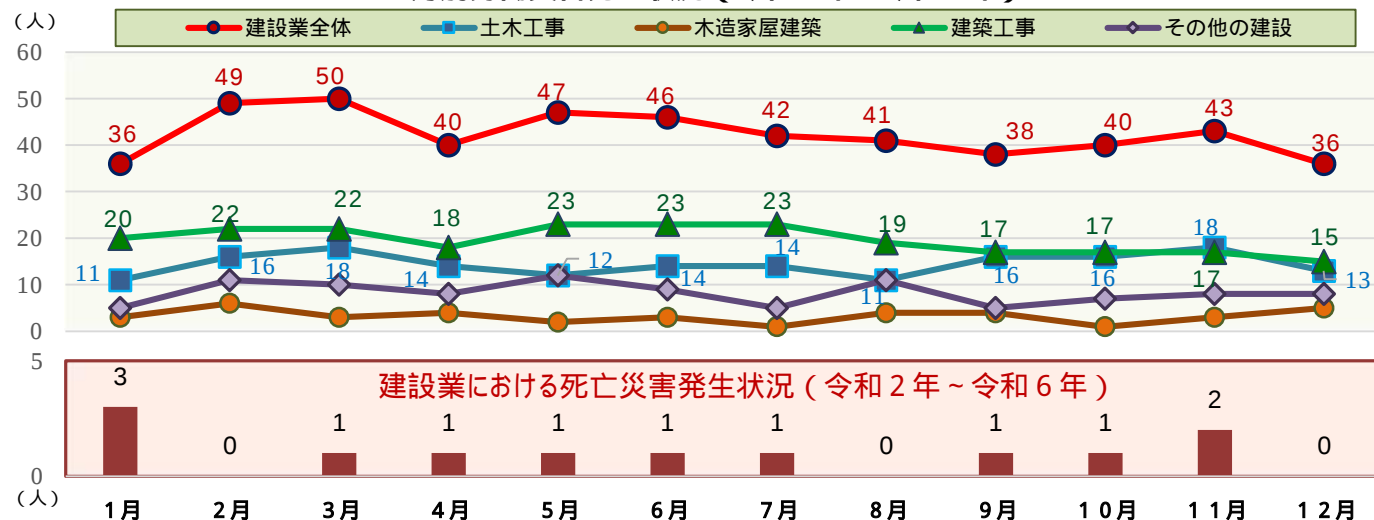


## 9 月別労働災害発生状況

建設業全体における過去5年間の労働災害を発生月別にみると、3月が50人と最も多く、次いで2月が49人、5月が47人、6月が46人の順で発生し、1月及び12月が36人と最も少なくなっています。工事別では、建築工事は5月から7月にかけて多く、土木工事は3月及び11月に災害が多く発生しています。

また、死亡災害は月に関係なく発生していますが、特に3月に多く発生している状況がみられます。

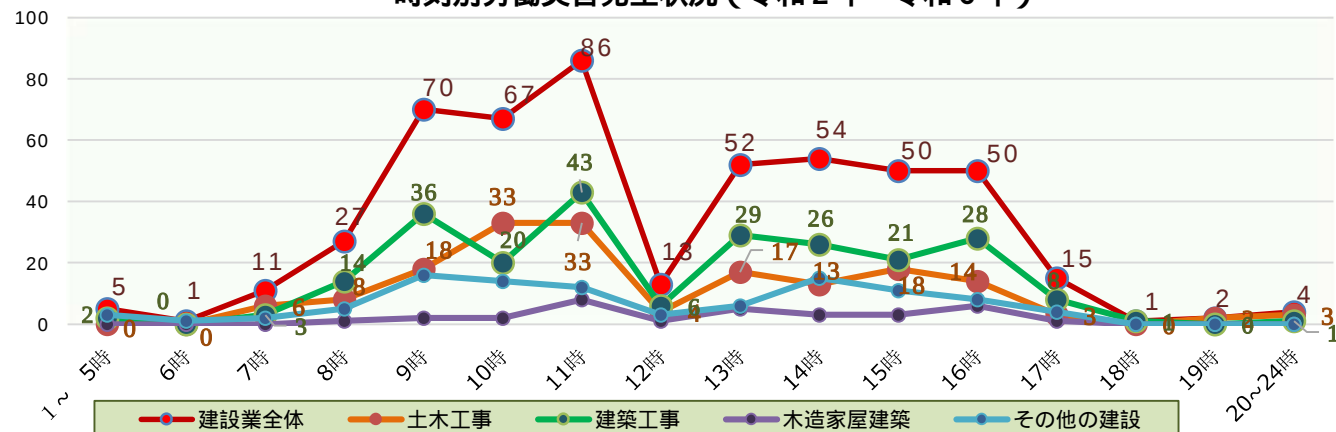
月別労働災害発生状況（令和2年～令和6年）



## 10 時刻別労働災害発生状況

建設業全体における過去5年間の労働災害を発生時刻別にみると、11時台が86人と最も多く、次いで9時台、10時台と午前が多く発生している状況が見られます。業種別にみると、各業種ともほぼ同様の時間帯に発生しており、各工事現場においては、発生時間帯を中心に安全パトロールの実施など、安全管理の徹底が有効であると思われます。

時刻別労働災害発生状況（令和2年～令和6年）



## 1.1 建設業における死亡災害事例

建設業における令和6年の死亡災害は0件でした

| 番号      | 発生日<br>発生地                    | 年齢<br>性別 | 業 種<br>職 種 | 事故の型<br>起因物          | 災 害 の 概 要                                                                                                                                                                                              |
|---------|-------------------------------|----------|------------|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1<br>甲府 | 令和5年<br>1月20日<br>南巨摩郡<br>身延町  | 64<br>男  | 建設業<br>作業員 | 墜落・転落<br>はしご等        | 単独で資材置き場の整理整頓作業中に、倉庫の屋根にかけ渡した移動はしごを昇降中に墜落、もしくは同倉庫の屋根上から墜落し、倒れているところを発見された。<br>                                      |
| 2<br>都留 | 令和5年<br>5月21日<br>南都留郡<br>山中湖村 | 57<br>男  | 建設業<br>防水工 | 墜落・転落<br>建築物、構<br>築物 | 4階建て建物の4階ルーフバルコニー（3階天井相当）にて、屋上の端部に向かって後ずさりしながら、防水シートのしわを伸ばして圧着する作業を行っていたところ、ルーフバルコニーの端部から3階屋上端部へ墜落し、その後地上へ転落した。<br> |
| 3<br>甲府 | 令和5年<br>9月21日<br>韮崎市          | 54<br>男  | 建設業<br>法面工 | 墜落・転落<br>地山、岩石       | 治山工事を行う現場において、測量作業を行っていたところ、法肩から足を踏み外し、約70メートル滑落した。<br>                                                             |
| 4<br>都留 | 令和5年<br>11月11日<br>大月市         | 69<br>男  | 建設業<br>土工  | 墜落・転落<br>はしご等        | 三脚脚立の高さ2m以上の箇所に上り、桜の木の枝打ち作業をしていたところ、バランスを崩し墜落した。<br>                                                               |

## 第2 労働災害防止のために

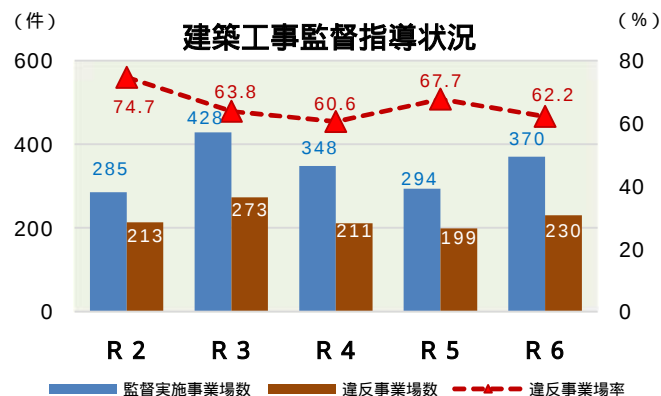
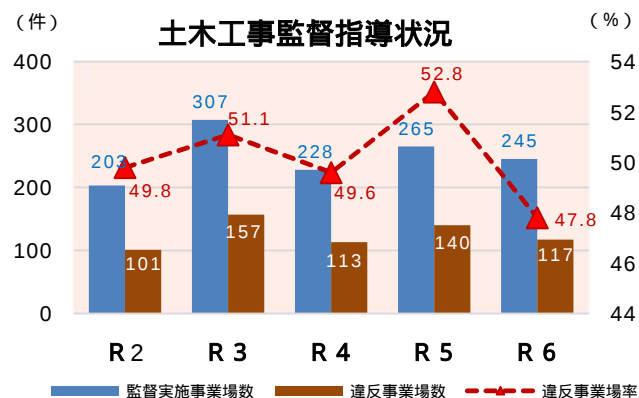
### 1 県内の建設現場における法違反状況

令和6年に県下の各労働基準監督署において実施した建設現場の臨検監督指導における法違反率をみると、土木工事においては47.8%、建築工事においては62.2%と依然として高い違反率となっています。

法違反の主な内容を見ると、土木工事においては、車両系建設機械関係（用途外使用、運転位置から離れる場合の措置、特定自主検査、接触の防止等）が多く、他に墜落防止措置（適正な足場、作業床の設置）や各作業主任者の氏名等の周知等に係る法違反が認められました。

一方、建築工事においては、墜落防止措置（適正な足場、作業床、物品揚卸口の設置）が多く、他に各作業主任者の氏名等の周知、電気機械器具の囲い等、車両系建設機械の運転位置から離れる場合の措置等の法違反が認められました。

また、元請が下請に対して法違反しないよう必要な指導を行っていない「元方事業者の講ずべき指導等」に係る法違反が共通して多く見られ、災害防止に向けて元請による現場全体の確実な安全管理の徹底が求められています。



## 2 令和7年度における建設業の主な安全衛生対策の推進に係る留意事項（抜粋）

令和7年4月に山梨労働局労働基準部長より建設関係団体等に対して協力要請した留意事項の概要

### ● 労働者の安全確保のための対策

#### 墜落・転落防止対策

##### 【厚生労働省が行うこと】

建設業における墜落・転落による死亡者数の約2割が足場に関連していることから、こうした災害を防止するため、幅が1m以上の箇所における本足場の使用の徹底、足場の点検時の点検者の指名の徹底等改正安衛則（足場関係）に基づく措置の徹底を図る。またあらゆる機会を活用し、改正「手すり先行工法に関するガイドライン」の周知を図り、その普及・定着を図る。



##### 【事業者が行うこと】

改正安衛則（足場関係）に基づき、本足場の使用や、足場の点検者の指名等の措置を講じるとともに、改正「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく措置を講じること。また、墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組むこと。



#### はしご等からの墜落・転落防止対策

##### 【厚生労働省が行うこと】

建設業における墜落・転落災害による死傷者数のうち、はしご・脚立からの墜落・転落が約3割と最も多くなっているため、「リーフレット「はしごを使う前に／脚立を使う前に」を活用した墜落・転落災害防止の徹底について」（令和3年3月17日付け基安発 0317 第2号）に基づく指導、周知を図る。

##### 【事業者が行うこと】

上記リーフレットを活用し、はしごや脚立の使用をできるだけ避け、移動式足場や高所作業車を使用すること、はしごや脚立の安全な使用方法を徹底すること等、墜落・転落災害防止に取り組むこと。



#### 転倒災害の防止対策

##### 【厚生労働省が行うこと】

転倒災害は労働災害のうち最も多い災害の型のため、「転倒災害防止対策の推進について」（令和5年5月19日付け基安発 0519 第4号）に基づき、転倒災害防止対策の周知指導を行う。

##### 【事業者が行うこと】

リーフレット等を活用し、転倒災害防止のための労働者の身体機能の維持向上や職場環境の改善に取り組むこと。



#### 車両系建設機械等による労働災害防止対策

##### 【厚生労働省が行うこと】

車両系建設機械を起因物とする死亡災害が令和6年に37件発生している。災害の概要として、機体に挟まれるもの、機体と物体との間に挟まれるもの、機体とともに転倒するもの等であることから、安衛則に基づく各種措置の徹底を指導する。

##### 【事業者が行うこと】

労働者に車両系建設機械を使用させる場合は、安衛則に基づき、運行経路等を示した作業計画を定め、関係労働者に周知するとともに、車両系建設機械の転落、接触等により労働者に危険が生じるおそれのある場合は、誘導者を配置するなど、必要な安全対策を講ずること。

#### 高年齢労働者等の労働災害の防止対策

##### 【厚生労働省が行うこと】

「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（令和2年3月16日付け基安発 0316 第1号）及び中小企業による高年齢労働者の安全・健康確保措置を支援するための補助金（エイジフレンドリー補助金）の周知を図る。

##### 【事業者が行うこと】

エイジフレンドリーガイドラインに基づき、高年齢労働者の就労状況等を踏まえた安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等の取組を進めること。



## ● 労働者の健康確保のための対策、化学物質等による労働災害防止対策

### 建設業におけるメンタルヘルス対策の推進

#### 【厚生労働省が行うこと】

建設業においても精神障害が多く発生しており、建設業の事業場におけるメンタルヘルス対策の取組割合が49.6%（令和5年）と低調であることから、メンタルヘルスケアの充実等の取組を推進する。

#### 【事業者が行うこと】

ストレスチェック制度の実施を徹底するとともに、労働災害を防止する上でもメンタルヘルス対策が有効との調査結果（建災防実施）もあることから、建災防とも連携して、建設工事の現場等におけるメンタルヘルス対策を適切に講ずること。



### 熱中症対策

#### 【厚生労働省が行うこと】

事業者の熱中症予防対策の実施を促進するために、日本産業規格に適合した暑さ指数計や熱中症予防に効果的な機器・用品の普及を図る。あわせて、熱中症予防対策への理解を深めるために、「職場における熱中症予防基本対策要綱」の周知・指導を行う。また、「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」（5月から9月まで、準備期間：4月、重点取組期間：7月）を実施する。また、熱中症に関する資料やオンライン講習動画等を掲載しているポータルサイトを運営する。

#### 【事業者が行うこと】

「職場における熱中症予防基本対策要綱」を踏まえ、暑さ指数の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施すること。あわせて、作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うほか、衛生管理者等を中心に事業場としての管理体制を整え、発症時・緊急時の措置を確認し、周知する。その他、熱中症予防に効果的な機器・用品の活用も検討すること。



### 化学物質による健康障害防止対策

#### 【厚生労働省が行うこと】

建設業においても、塗装や作業に使用する製剤など多くの化学物質を用いていることから、使用前にラベル・SDSを確認し、その情報に基づき、当該化学物質を用いる作業に応じたリスクアセスメント及び当該結果に基づく措置等を実施するよう周知・指導する。また、引き続き特定化学物質障害予防規則や有機溶剤中毒予防規則等の遵守の徹底を図る。

金属アーク溶接等作業で発生する溶接ヒュームにばく露することによる神経障害等の健康障害を防止するため、特定化学物質障害予防規則の改正内容について周知・指導する。

#### 【事業者が行うこと】

建設業においても、塗装や使用する製剤など多くの化学物質を用いていることから使用前にラベル・SDSを確認し、当該化学物質を用いる作業に応じたリスクアセスメント及び当該結果に基づく措置等を講ずること。その際、建災防が作成する化学物質管理に関する資料や管理マニュアル等を必要に応じ、活用すること。また、引き続き特定化学物質障害予防規則や有機溶剤中毒予防規則等の遵守の徹底を図るため、作業主任者等に必要に応じ能力向上教育等を行うこと。研磨材の吹き付けや研磨材を用いた手持ち式動力工具による鋼構造物の研磨等においては、塗膜中の有害物の有無にかかわらず、粉じん障害防止規則に基づき、労働者に呼吸用保護具の使用等の措置を講ずること。



### 石綿健康障害予防対策

#### 【厚生労働省が行うこと】

改正後の石綿障害予防規則に基づく措置等を実施するよう地方公共団体とも連携して周知・指導を行う。また、建築物の解体・改修作業の発注者への対応について、建築物等の解体・改修工事の前に施工業者に実施が義務付けられている石綿の有無の調査（事前調査）の実施、事前調査の結果、石綿が使用されている場合に、施工業者が法令を遵守して工事ができるように配慮するなどの発注者による必要な措置が講じられるよう厚生労働省が作成した周知リーフレットを用いて必要な周知啓発を図る。さらに、令和8年1月1日以降着工の工事から工作物の事前調査を有資格者（必要な知識を有する者）に行わせることが義務付けられることから周知徹底を図る。

#### 【事業者が行うこと】

改正後の石綿障害予防規則に基づき、解体・改修工事前の石綿含有の有無の事前調査、石綿事前調査結果報告システムを用いた事前調査結果等の報告、写真等による作業の実施状況の記録の作成及び保存などの措置を徹底するとともに、令和5年10月1日から着工される（工作物については、令和8年1月1日）建築物等の事前調査を実施するために必要な知識を有する者に行わせることが義務付けられたことから建築物石綿含有建材調査講習の受講を計画的に行うこと。さらに、令和8年1月1日以降着工の工事から工作物の事前調査を有資格者（必要な知識を有する者）に行わせることが義務付けられることから工作物事前調査講習の受講を計画的に行う。



## 危険有害な作業を行う場合に請け負わせる一人親方等への措置

### 【厚生労働省が行うこと】

請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の者に対しても、労働者と同等の保護措置を講ずることを事業者が義務付ける改正省令が令和5年4月1日に施行されたことから、事業場に対して引き続き指導・啓発を図る。

### 【事業者が行うこと】

改正内容について、理解を進めるとともに、同改正で保護対象となる一人親方等に適切に指導すること。



上記の令和7年度における建設業の主な安全衛生対策の推進に係る留意事項の全文についてはこちら



## 3 山梨第14次労働災害防止計画の概要について

### 1 計画のねらい

「国、事業者、労働者等の関係者が一体となって、一人の被災者も出さない」

この基本理念の下、労働災害を減らし、労働者一人ひとりが安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向け、国、事業者、労働者等の関係者が目指す指標や重点的に取り組むべき事項を定めることにより、「事業場の規模、雇用形態や年齢等によらず、どのような働き方においても、労働者の安全と健康が確保されていることを前提とし、多様な形態で働く一人ひとりが潜在能力を十分に発揮できる社会の実現」を目指します。

2 計画期間 2023年4月1日～2028年3月31日

### 3 計画の目標（抜粋）

#### ・アウトプット指標

➡ 計画の重点事項の取組の成果として、労働者の協力の下、事業者において実施される事項

- 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
  - 転倒災害対策に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。
- 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
  - エイジフレンドリーガイドラインに基づく高年齢者の安全衛生確保の取組を行う事業場の割合を2027年までに50%以上とする。
- 業種別の労働災害防止対策の推進（建設業）
  - 建設業において、墜落・転落対策のリスクアセスメントを行っている事業場の割合を85%以上にする。
- 労働者の健康確保対策の推進
  - メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに70%以上にする。
- 化学物質等による健康障害防止対策の推進
  - 熱中症防止のため、暑さ指数（WBGT 値）を把握し活用している事業場の割合を2023年の62.1%から2027年度までに増加させる。

#### ・アウトカム指標

➡ 事業者がアウトプット指標に定める事項を実施した結果として期待される事項

- 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
  - 転倒災害による死傷者数を2022年と比較して2027年までに増加に歯止めをかける。
- 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
  - 60歳以上の死傷者数を2022年と比較して2027年までに増加に歯止めをかける。
- 業種別の労働災害防止対策の推進（建設業）
  - 建設業は、2027年までに死傷者数を5パーセント減少、又は山梨13次防期間中の総件数から5パーセント減少させる。
- 労働者の健康確保対策の推進
  - 定期健康診断における有所見率を2023年と比較して減少させる。
- 化学物質等による健康障害防止対策の推進
  - 熱中症による死傷者数を山梨13次防期間中と比較して、山梨14次防期間中に減少させる。

上記のアウトカム指標の達成を目指すことにより全体的には、

- ア 2022年と比較して、2027年の死亡者数を20%減少、又は山梨13次防期間中と比べて、山梨14次防期間中の死亡者数を20%減少させる。
- イ 2022年と比較して、2027年の休業4日以上の死傷者数を減少させる、又は山梨13次防期間中と比べて、山梨14次防期間中の死傷者数を減少させる。（いずれも新型コロナウイルス感染症を除く。）



本文



リーフ

上記の留意事項を関係者全員に周知する等により、引き続き、建設業の安全衛生対策の推進への取組をよろしくお願いいたします。

お問い合わせは山梨労働局 または 各労働基準監督署へ

|            |                   |                  |
|------------|-------------------|------------------|
| 山梨労働局健康安全課 | 甲府市丸の内 1-1-11     | TEL 055-225-2855 |
| 甲府労働基準監督署  | 甲府市下飯田 2-5-51     | TEL 055-224-5617 |
| 都留労働基準監督署  | 都留市四日市場 23-2      | TEL 0554-43-2195 |
| 鯉沢労働基準監督署  | 南巨摩郡富士川町鯉沢 1760-1 | TEL 0556-22-3181 |